

# 平成28年度 第3回北海道男女平等参画審議会議事録

日時 平成28年12月19日（月）13：30～15：30  
場所 かでる2・7 10階 1060会議室

1 開 会

2 議 題

（1）審議事項

第3次北海道男女平等参画基本計画の策定について

①第2次北海道男女平等参画基本計画の課題

②第3次北海道男女平等参画基本計画骨子

（2）その他

3 閉 会

## 1. 開 会

○三角女性支援室長 皆様、こんにちは。

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから平成28年度第3回北海道男女平等参画審議会を開催いたします。

本日の出席状況です。

本日は、15名の委員のうち、11名の出席があり、委員数の2分の1以上が出席されておりますので、北海道男女平等参画推進条例第28条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

武田委員、山田委員から、若干遅れるとのご連絡をいただいております。木村委員につきましては、連絡をとりたいと思います。

また、オブザーバーとしまして、男女平等参画を推進するため、道庁内に設置しております北海道男女平等参画推進本部の担当職員も出席しております。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

皆様のお手元には、次第、審議会委員出席者名簿、推進本部幹事出席者名簿、配席図を置いております。また、資料1から資料2につきましては、先週、皆様に送付させていただきましたが、資料に訂正がございますので、お手元の資料をお出しいただき、訂正いただければと思います。

まず、資料1をごらんください。

1枚目の目標1の下にございます指標項目のうち、未達成の項目という四角がございますが、「項目①、項目②、項目②」となっておりますが、こちらは「項目①、項目②、項目③」の誤りでございます。

次に、資料2をごらんください。

1枚目の第3次北海道男女平等参画基本計画骨子として、(1)、(2)とありますが、(2)の計画の位置づけの四角の中にあります(3)の該当部分のところですが、目標Ⅱの「基本方向1及び基本方向2」となっておりますが、「基本方向1、基本方向2及び基本方向3」と訂正していただければと思います。

訂正箇所につきましては、この2カ所です。

それでは、これからの議事進行は、広瀬会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○広瀬会長 皆様、こんにちは。

お忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、議事を始めさせていただきます。

(1)の第3次北海道男女平等参画基本計画の策定についてのうち、①の第2次北海道男女平等参画基本計画の課題について、事務局からご説明願います。

○事務局 資料1をごらんください。

第3次計画の策定に向け、第2次計画においてどのような課題があるのか、第3次計画につなげていくため、検討をいたしました。

第2次計画の指標項目の進捗状況につきましては、毎年、審議会にご報告させていただいておりますが、第2次計画を策定しました平成20年、指標項目の見直しをいたしました平成23年からこれまでにどう進捗したかについて、資料1の4枚目に一覧表としてまとめましたので、そちらをごらんください。

これを見ていただきますと、目標に近づいたもの、目標に比べて不十分なものなど、いろいろございます。指標項目は31項目ございますが、そのうち、11項目が達成、20項目が未達成となっております。

事務局といたしましては、第2次計画策定後から間もなく10年が経過いたしますので、現状を把握し、第3次計画の検討につなげたいと考えております。

第2次計画に掲げる三つの目標ごとに課題をまとめてみましたので、それに従い、ご説明させていただきます。

1 ページに戻っていただきたいと思います。

まず、目標Ⅰの男女平等参画の実現に向けた意識の改革です。

男女平等参画の周知が低い状況となっております。このような状況を踏まえ、課題といたしましては、男女平等参画社会の実現のためには、男女平等感の形成に向けた理解の促進が全ての取り組みの根幹となります。男女平等参画社会の周知度合いが目標を下回っておりますので、引き続き男女平等参画に係る認知度を高めるとともに、正しい理解が促進されるよう、関係機関等と連携しながら積極的に情報提供等を行っていく必要があると考えております。

この課題の解決に向けた主な取り組みについてです。

一つ目は、男性の意識改革です。男性はもちろん、事業所の経営者、管理職への意識啓発を進めていく必要があります。

二つ目は、女性自身の意識の向上や社会全体で女性の活躍を応援する気運の醸成です。女性の意識の向上としましてロールモデルの発信、社会全体で女性の活躍を応援することとしまして現在やっております北の輝く女性応援会議をさらに進めていく必要があります。

三つ目は、若年層における男女平等参画意識の醸成です。男女がともに、社会性、勤労観、職業観を育み、主体的に進路を選択できる力を身につけるとしまして、職場体験やインターンシップなど、各成長段階に合わせたキャリア教育をさらに進める必要があります。

続きまして、2 ページをごらんください。

目標Ⅱの家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進です。

こちらは、未達成の項目が13項目と、非常に多いところです。特に、男性の育児休業の取得率が低い、あるいは、子育ての面でも未達成の項目が多くあります。このようなことを踏まえ、課題といたしましては、道内における少子化は労働力の減少といった経済面のみならず、地域社会の崩壊など、社会面においても大きな影響を及ぼすことから、子育てを社会全体で支援する体制の充実を図ることが求められており、道の男性職員の育児休業取得率、放課後子ども教室の市町村実施の割合など、目標を下回っている子育て支援について、引き続き関係機関と連携しながら施策の推進を図っていく必要があると考えております。

この課題の解決に向けた主な取り組みについてです。

一つ目は、男性の育児休業取得率の向上に向けた施策の着実な推進です。道職員、道民の男性の育児休業率を着実に上げていく施策を推進する必要があります。

二つ目は、放課後子ども教室の市町村実施割合の上昇に向けた施策の着実な推進です。

三つ目は、保育所入所待機児童数の減少に向けた施策の着実な推進です。

続きまして、3 ページをごらんください。

目標Ⅲの多様なライフスタイルを可能とする環境の整備です。

生涯学習や健康づくりに関する項目ですが、特に女性の死因の第1位であるがんの検診の受診率が目標を下回っていることが挙げられます。このようなことを踏まえまして、課題といたしましては、生涯を通じて健康を保持するには、性差に応じた的確な医療を受けることが必要であるとしております。一方、道内の女性の死因の第1位はがんでありまして、子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率が目標を下回っていることから、当該がんの早期発見、早期治療による健康の保持などにつきまして、関係機関との連携により積極的な普及啓発に努める必要があると考えております。

この課題の解決に向けた主な取り組みについてです。

一つ目は、子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率の向上に向けた施策の着実な推進です。

二つ目は、健康寿命の延伸に向けました施策の着実な推進です。

目標Ⅰから目標Ⅲについて説明いたしましたけれども、今後、第3次計画を検討するに当たり、指標項目の設定についても課題が見えてまいりました。

一つ目は、できる限り経年変化が確実に把握できるものであることを挙げました。第2次計画の指標項目の中には、経年変化が把握できないもの、調査が途中で取りやめになってしまったものもございます。そういったことを踏まえ、経年変化が見えるものを指標項目としたいと考えております。

二つ目は、男女平等参画を推進する上で重要と考えられる項目であることを挙げました。第2次計画の指標項目の中に、男女平等参画の推進の指標として本当に適切なものか、あるいは、重要であるのかといった観点から見ますと、そうした点に欠く項目があったのではないかと考えておりますので、そうしたことを踏まえたいと考えております。

このようなことから、項目を現在の第2次計画から絞り込む必要があると考えております。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

ただいまの説明についてご質問等はございませんか。

○**伴辺委員** 指標項目は経年変化が確実に把握できるものにしたということでしたけれども、ほかのページにもあるのですが、1ページの①を見ると、現況値が24年度末のものなのですね。目標として、平成29年度に100%としています。現況値が古過ぎると思うのです。

第2次計画から第3次計画につなげていくために検討したということですが、現況値がわかっていないのにつなげていけるのかと思っておりますが、この数字についてはいかがでしょうか。

○**事務局** 今、伴辺委員のご指摘のとおり、①の男女共同参画社会、男女平等参画社会という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合につきましては、内閣府が調査をしているデータを用いております。しかし、内閣府では調査を毎年しておりませんで、四、五年置きぐらいです。そのため、私どもとしては、男女共同参画の周知度合いにつきましては、第3次計画では変える必要があるのではないかと考えております。

今、このデータを引き続き使おうとしますと、全国調査が四、五年置きになってしまうということがございますので、男女共同参画については把握項目がほかにもございますので、そういったものを検討する必要があると思っております。

第2次計画の反省点として、こうした指標項目では経過を追うことができないということもございましたので、指標項目の設定をきちんとやっていこうとしております。

○**伴辺委員** 私は、内閣府の調査結果も見たのですが、これに北海道のものがあったのかと心配していたのです。これは全国の数値なのですね。

○**事務局** 国では、全国的なものを調べていますが、北海道ブロックや東北ブロックなど、ブロックごとの数字を出しております。

○**伴辺委員** それでは、これは北海道ブロックの数値なのですね。

○**事務局** はい。

○**広瀬会長** ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** ご質問がなければ、次に進みます。

第3次北海道男女平等参画基本計画の骨子について、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** 私から、資料2の第3次北海道男女平等参画基本計画骨子について説明させていただきます。

それでは、1ページをごらんください。

計画の基本的な考え方です。

まず、計画策定の主旨です。

現計画は、平成20年3月に策定され、まもなく10年が経過します。その間、少子高齢化や人口減少など、私たちを取り巻く環境が大きく変化し、それに対応できる活力ある地域社会を維持していくためには、全ての人が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮できる男女平等参画社会の構築が必要であります。

特に、女性活躍推進法が本年4月に完全施行され、女性の能力が十分生かされる社会が求められており、男女平等参画社会の実現に向けた取り組みは新たな段階に入ってきてまいりました。

男女の仕事と生活を取り巻く状況の変化に伴い、ワークライフバランスなどの促進に係るさまざまな課題を踏まえ、第3次北海道男女平等参画基本計画を策定することといたします。

次に、計画の位置づけです。

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づく基本計画であること、北海道男女平等参画推進条例第8条に基づく基本計画であります。また、目標Ⅱの男女がともに活躍できる環境

づくりの基本方向1、基本方向2及び基本方向3については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく推進計画にも位置づけてまいります。

次に、計画の期間です。

平成30年度から39年度までの10年間であります。

ただし、具体的な取り組みについては、平成30年度から34年度までの5年間であります。

次に、基本理念です。

北海道男女平等参画推進条例第3条に定められております男女の人権の尊重、男女平等参画の推進への配慮、政策・方針決定における男女の平等参画、あらゆる分野における活動の両立、国際社会の動向を踏まえた取り組みの5本立てとなっております。

続きまして、2ページをごらんください。

本計画において改めて強調する視点です。

本計画は、3ページの体系図にもありますように、教育、女性の就労、地域活動、高齢者等の環境整備、健康支援等と、非常に多岐にわたっておりますので、特に強調する視点といたしまして、1の意識改革に向けた広報・啓発の推進、2の様々な分野における女性の活躍の促進、3の配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護等の推進を挙げさせていただきました。

1の意識改革に向けた広報・啓発の推進については、男女平等参画社会の実現のためには、性別に基づく固定的な役割分担意識の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題であるとともに、あらゆる立場の人の理解を促すための教育や広報・啓発活動などは、全ての取り組みの根幹であることから設けたところであります。

2の様々な分野における女性の活躍の促進については、昨年8月に女性活躍推進法が成立し、女性の活躍を進める必要があることから、男女がともに生き、働き、暮らしやすい地域社会の実現を目指し、女性の継続就業や再就職、起業、多様な働き方など、女性が希望に応じた働き方の実現を支援することが重要であることから設けたところであります。

3の配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護等の推進については、男女の人権が尊重される社会を実現するためには、配偶者等からの暴力を防止するとともに、被害者の適切な保護及び自立を支援することが必要であり、関係機関と連携しながら、暴力防止や相談窓口の啓発及び相談から保護、自立まで切れ目のない被害者支援を行うことが重要であるために設けたところであります。

次に、計画の見直しの要点です。

これについては、前回審議会において既にお話ししたところであり、おさらいになりますが、大きな見直しの一つ目として、目標を整理するというところであります。

現行計画では、家庭や地域社会などにおける啓発等の類似の内容が目標Ⅰと目標Ⅱに混在していることから、目標Ⅰは道民への啓発や教育などによる意識改革、目標Ⅱは職場や地域社会における環境づくりに係る内容とし、目標を明確に分けることとしました。

二つ目として、施策の方向の項目数ですが、一体性のある項目や類似した項目を統合、組みかえなどすることで、現行計画をシンプルでわかりやすくすることに配慮した構成とするため、40項目から25項目にしたいと考えております。

三つ目として、新しい取り組みについてですが、①防災・災害復興における男女平等参画の促進、②貧困など生活上の困難に直面している人々への支援の二つを挙げておりますが、いずれも国の第4次男女共同参画基本計画の中で強調している視点の一つでもありますので、新たな項目として設けたいと考えているところであります。

四つ目として、北海道女性活躍推進計画との一体化についてですが、女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画として、目標Ⅱの基本方向1、基本方向2及び基本方向3を位置づけることにいたします。

続きまして、3ページをごらんください。

次期計画の体系図が示されております。

この体系図ですが、前回審議会でのご意見や我々事務局の検討の中で幾つか変更したところがございますので、説明させていただきたいと思っております。

まず、前回審議会でご意見のありました件ですが、配付した資料の中で目標Ⅰの基本方向2の施策方向の名称について統一されておりましたので、ここにございますように、家庭、学

校、社会の順に男女平等教育の推進にしたいと思えます。

事務局の検討の中での変更点の1つ目ですが、目標Ⅱに基本方向1として女性活躍の気運醸成と見える化の推進を設け、施策の方向として、女性の活躍を応援するネットワークの構築と地域で活躍する女性に見える化を追加しました。

二つ目としまして、目標Ⅱの基本方向1の施策方向(1)ですが、前回審議会では、(1)審議会等への女性の登用の促進として道の取り組み、(2)役職等への女性の登用の促進として民間の取り組みというように二つに分けて提示していましたが、政策・方針決定過程の場に女性が積極的に参画することは官民共通でございますので、一つにまとめた次第であります。

三つ目としましては、同じ目標Ⅱの基本方向1ですが、前回の審議会では、仕事と生活が両立できる環境整備と示したところでしたが、これを仕事と家庭生活が両立できる働き方改革としたところがあります。ここは、国の計画に準じ、「生活」の前に「家庭」を追記し、また、語尾を「環境整備」から、「働き方改革」としたところがあります。

四つ目としましては、これも同じ目標Ⅱの基本方向1ですが、最後の項目に相談業務の充実を設けました。前回の審議会では、相談項目は設けず、各項目の中で表記することを示したところですが、委員からの意見も踏まえ、設けた次第であります。

なお、DVの相談等につきましては、目標Ⅲの男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶の中で触れたいと考えております。

五つ目としまして、目標Ⅱの基本方向3の農林水産業・自営業における男女平等参画の促進における施策方向について、前回の審議会では二つの施策方向を示したところですが、農林水産業・自営業における労働環境の整備を農林水産業・自営業における男女平等参画の促進に包含しても支障がないと考え、一つに統合した次第であります。

六つ目としまして、目標Ⅲの基本方向2の施策方向(1)ですが、前回の審議会において、貧困など生活上の困難に直面している女性等への支援と示したところではありますが、ここでいう「女性等」の内容について委員から意見がありました。女性だけではない困難な状況に置かれているということで、「等」をつけたところですが、この「等」には父子家庭や若者を想定していることから、ここを「人々」に置きかえ、貧困など生活上の困難に直面している人々への支援としたところがあります。

七つ目としまして、同じく目標Ⅲの基本方向2の施策方向(2)ですが、前回の審議会において、高齢者等が安心して暮らせる環境の整備と示したところです。ここでいう「高齢者等」の中には、障がい者や性同一性障害者を想定していただきましたので、それについても表記したほうがわかりやすいのではという考えもあり、ここに「障がい者」を追記し、高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備としたところがあります。

続きまして、4ページをごらんください。

ここからは、今説明した3ページの体系図の施策の方向についてイメージしやすいよう、現行計画や女性活躍推進計画などをもとに例示として取り組み内容を記載しております。

目標Ⅰの基本方向1の(1)広報・啓発活動の充実ですが、これは、男女、若者、高齢層、企業等の雇用主など、道民全てを対象に、市町村等と連携しながら多様な機会や媒体を積極的に活用し、男女平等参画の理念や男女平等参画にかかわる諸問題について理解を深めることができるよう、啓発を実施することを考えております。

(2)メディア等における男女平等の理念への配慮ですが、これは、メディアなどに対し、人権の尊重及び男女平等の理念に配慮した情報の発信について理解と協力を求めていくことのほか、性の商品化、性別による固定的役割分担意識による表現の是正など、出版物等の情報の取り扱いの適切化を図る、また、多量の情報を主体的に読み解いていく能力、いわゆるメディアリテラシーの育成についての施策の推進を考えております。

(3)国際交流・国際理解・国際協力の促進ですが、男女平等参画が国際的な取り組みであることを踏まえ、国際社会における男女平等参画状況等の理解促進、学校や地域社会での国際性の涵養について施策の推進を考えております。

基本方向2の(1)家庭における男女平等教育の推進ですが、家庭内における固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重の重要性について啓発を進めるとともに、自分の子どもに理解してもらうため、市町村と連携し、保護者等を対象に、男女平等参画の視点から家庭教育に関

する学習の機会の充実を図っていきたいと考えております。

(2) 学校における男女平等教育の推進ですが、学校教育において、児童生徒等の発達段階に応じ、男女の互いの人権の尊重、性別にとらわれない進路指導のほか、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図るとともに、教育者等の関係者に対し、研修等により男女平等参画社会に関する理解の促進を図っていくことを考えております。

(3) 社会における男女平等教育の推進ですが、関係機関と連携し、さまざまな機会を通じ、老若男女を対象とした学習機会の充実を図り、また、PTAや青年団体等が行う男女平等に関する学習機会への協力の促進を図っていくことを考えております。

目標Ⅱの基本方向1の女性活躍の気運醸成と見える化ですが、これは、人口減少や少子高齢化といった社会的背景や第1次産業を基幹産業とする本道の地域特性や男女平等参画の推進状況を踏まえ、地域における女性の活躍支援が大きな課題となっています。

地域に住む女性が生きがいを持ち、女性の力を地域づくりにつながる気運醸成と各地で行われている女性が持つ能力を生かした活動などを広く情報を発信し、活動の広がり拡大を図ることが重要であることから設けました。

施策の方向の一つ目にある(1)女性の活躍を応援するネットワークの構築ですが、平成26年に、行政を含めた経済団体、1次産業団体、女性団体、民間企業などを構成メンバーとした北の輝く女性応援会議を設置し、この会議をネットワークの中核と位置づけ、職種や分野を超えて情報や課題を共有し、オール北海道で女性の活躍を応援し、気運の醸成を図ることを引き続き行っていくことを考えております。

(2) 地域で活躍する女性に見える化ですが、顕彰による活躍の取り組みの喚起やポータルサイトを使った地域で活躍する女性や企業における支援の取り組みを集約し、発信することについて、引き続き行っていくことを考えております。

基本方向2の(1)政策・方針決定への女性の参画拡大ですが、男女平等参画社会の実現に向け、女性の採用や職域拡大、管理職への登用等により、政策・方針決定過程において多くの女性が参画できるよう、道の審議会での取り組みのほか、企業・各種団体に理解と協力の働きかけを行うことを考えております。

(2) 仕事と家庭生活が両立できる働き方改革ですが、仕事と家事、育児、介護等家庭生活の両立の実現のためには、ワーク・ライフ・バランスや長時間労働の抑制などに関する意識啓発やそれに係る気運の醸成について推進していくことを考えております。

(3) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保ですが、就労の場において、募集、採用、配置、昇進などにおいて男女平等を図るため、男女雇用機会均等法や就労に関する制度の周知などについて推進していくことを考えております。

(4) 働きたい女性の就労・雇用継続支援ですが、M字カーブの解消に向け、妊娠や出産、育児、介護等の女性のライフステージにおいて、離職しない女性をふやすため、働く女性が安心して出産や子育てができる職場環境づくりを支援するほか、働きたい女性に対するきめ細やかな就職支援サービスの実施などを推進していくことを考えております。

(5) 女性の円滑な再就職の支援ですが、育児等で退職し、再就職を希望する主婦等に対し、職場経験のブランクを埋めるための企業とのマッチングを行うインターンシップの実施や子育てを行いながら働く女性のキャリアアップなどの取り組みを進めるなどの施策の推進を考えております。

(6) 起業・多様な働き方支援ですが、新たなビジネスに挑戦する起業家の育成や、子育てや介護を担うため、ライフスタイルに応じた働き方が必要となることから、テレワークなどによる就業機会の拡大に向けた情報提供などの施策の推進を考えております。

(7) パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備ですが、パートタイム労働者や派遣労働者等と正規労働者との均衡のとれた待遇の確保のため、企業等に対する理解と協力について施策の推進を考えております。

(8) 育児、介護の支援体制の充実ですが、女性が子育てや介護に携わりながら就業を継続するには、保育の受け皿となる事業所内保育所の整備、保育所の定員拡充や延長保育等などの多様な保育サービスの拡充のほか、育児・介護休業制度の定着を促進するため、企業、団体等に対する普及啓発などの施策の推進を考えております。

(9) 相談業務の充実ですが、女性の活躍支援センターによる総合相談やマザーズ・キャリアカフェによる復職を希望する子育て中の母親等に対するカウンセリング等の相談業務の充実を考えております。

基本方向3の(1) 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進ですが、農林水産業、自営業における性別による固定的役割分担意識に基づく慣行や慣習の解消を図るため、意識啓発や女性農業者を対象とした研修会等の開催について考えております。

基本方向4の(1) 地域活動の促進ですが、地域という身近な生活の場において男女平等参画が進むよう、PTA、自治会等で女性の参画促進に向けた意識啓発、学習機会の充実に努め、また、男女平等参画の実現を目指す活動を推進するためのリーダーの養成や活動拠点の充実について考えております。

(2) 防災・災害復興における男女平等参画の促進ですが、北海道では地震や土砂災害等が多く発生しており、災害時には増大する家事、育児、介護等の家庭的責任の女性への集中や男女のニーズの違いなどの課題が一層顕著にあらわれることから、防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画の拡大などを図り、男女平等参画からの視点を導入するなどの施策の推進を考えております。

目標Ⅲの基本方向1の(1) 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取り組みの充実ですが、男女平等参画を阻害する暴力を根絶するため、セクハラやDV等についての正しい理解の促進、予防啓発など、被害防止の強化に取り組むとともに、関係機関・団体等と連携しながら被害者支援の充実に向けた施策の推進を考えております。

基本方向2の(1) 貧困など生活上の困難に直面している人々への支援ですが、経済情勢の変化に伴い、非正規雇用といった労働環境が厳しさを増す中、生活上の困難に直面する人が増加し、特に経済的に不安定なひとり親家庭などについて、貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、就業、生活の安定に向けた自立支援などの推進を考えております。

(2) 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備ですが、ここでは、高齢者には今まで培った経験や知識を生かし、地域社会の中で生きがいを持って暮らせる環境づくりに努め、高齢者の就業意欲や学習要求に応えるなど、社会参加の促進を図り、また、障がい者には、市町村と連携した介護保険サービスを活用しやすい環境づくり等に資する施策の推進を考えております。性同一性障害者等については現計画では触れられておりませんが、人権教育に関する啓発推進、学校での人権教育の充実について考えているところであります。

基本方向3の生涯を通じた健康支援の推進ですが、男女が生涯にわたり健康に暮らせるよう、がん検診などの予防対策や生活習慣の改善の普及、定着に努めるとともに、地域の保健関係機関や健康づくりの拠点施設整備や保健・医療・教育機関等との連携による健康づくり体制の充実などに資する施策の推進を考えております。

(2) 妊娠、出産等に関する健康支援ですが、妊娠や出産に関する正しい知識の普及を図るとともに、安心して妊娠、出産できるよう健康管理や相談について適切に対応できる体制の整備に努め、関係機関と連携しながら、妊娠から出産まで一貫した保健・医療サービスの提供が受けられるような施策の推進を考えております。

○**広瀬会長** ご説明をどうもありがとうございました。

それでは、骨子についての意見交換に入りたいと思います。

きょうは、皆様から意見をお聞きすることが主眼です。

意見交換の流れについてですが、時間が限られておりますので、まず、1ページに書かれております計画の基本的な考え方、2ページの本計画において改めて強調する視点、計画の見直しの要点についてをまとめたいと思います。それから、3ページの第3次北海道男女平等参画基本計画体系図、4ページ以降の施策の方向につきましては、基本方向ごとにまとめて意見交換をさせていただきます。

まず、1ページと2ページの計画の基本的な考え方、本計画において改めて強調する視点、計画の見直しの要点について、意見交換を行いたいと思います。

何かありましたら出していただきたいと思います。

○**野澤委員** 計画の名称が、北海道男女平等参画計画ということで、平等という言葉を使っています。北海道の当該計画は、国の法律、男女共同参画基本法に基づく基本計画という一面と、北海

道男女平等参画推進条例の基本計画という一面もあるとの説明でした。

帯広市の計画は、国の法律と同じ男女共同参画という表現を使っており、道内市町村の計画でも、男女平等参画という表現を使っているのは、釧路市、苫小牧など多くはないと思います。

平等と共同の表現の違い、平等という言葉が使われた経緯などお考えをお聞かせいただければと思います。

○事務局 事務局から簡単に説明させていただきたいと思います。

第2次北海道男女平等参画基本計画のピンクの冊子をごらんください。

118ページから年表がございますが、119ページの平成6年のところです。日本という真ん中の欄ですが、6月に男女共同参画室設置とあります。次に、平成7年の北海道の8月のところですが、北海道女性会議を北海道男女共同参画懇話会に改組とあります。

ですから、北海道としても、国が男女共同参画という言葉を使っていたので、男女共同参画という言葉を使っておりました。また、120ページの平成9年の北海道の欄ですが、北海道男女共同参画プラン策定とあり、この時点でも男女共同参画という言葉を使っております。

その後、平成11年の6月の国の欄ですが、男女共同参画社会基本法施行とあり、ここで法律ができました。ですから、北海道におきましては、この前から男女共同参画プランを持っていたわけです。

そして、法律の施行を受け、北海道として条例をつくろうとなったわけです。平成13年の4月の北海道の欄ですが、北海道男女平等参画推進条例施行とあります。ここから北海道では男女平等という言葉を使っております。さらに、平成14年の3月の北海道の欄ですが、北海道男女平等参画基本計画を策定しております。

以上のように、年表を見ますと、北海道では、男女共同参画という言葉を使っていたのですが、条例を策定するときに平等にかえております。

では、条例をつくる際になぜ平等という言葉にかわったのかです。

条例の逐条解説によりますと、道民からの意見募集や公聴会の結果及び懇話会の検討結果を見ると、男女共同というのはわかりづらい、男女が平等ではない状態で単に女性が参加するだけであるというような誤解を招きやすい表現であるという意見が多くあったことから、条例の名称は、共同ではなく、平等としたとあります。ですから、北海道においては、平等ではない状態があったことが背景にあったと思われれます。

こうして条例の名称が平等となり、次の年に計画をつくる際、審議会から、もともとあった男女共同参画プランについて、条例の制定を踏まえ、共同という語句を平等に変更することという答申があり、それに従い、共同から平等となりました。

私ども事務局といたしましては、平等参画ということで引き続き提示させていただいております。現状として、固定的役割分担意識の指標とされている男は仕事、女は家庭という考え方について、平成18年に道民意識調査を行った結果、これに賛成しない人の割合が34%、平成27年には46.1%まで上昇しております。ですから、賛成しない人の役割がおよそ半分となっております。これは、裏を返せば、まだ半数以上の人に固定的役割分担意識があるということでございます。

ですから、事務局といたしましては、男女平等参画とさせていただいております。

今、野澤委員がおっしゃっていました道内において男女平等という言葉を使っているものについてです。今のところ、男女平等参画としているのは、根室市、釧路市、苫小牧市、七飯町、倶知安町、新ひだか町の六つとなっております。47市町村で計画を持っておりますので、47分の6となります。

また、全国的な状況についてお知らせいたします。

都道府県で平等という言葉を使っているのは、東京都と北海道の二つのみです。他県では、国に倣い、共同という言葉を使っております。

東京都につきましては、来年度に次期計画の見直しをしようとしておりますが、引き続き平等を使うと担当者から聞いております。

東京都におきましても、平等の認識が不十分だというお答えがあり、来年度の新しい計画でも平等を使うとのことでした。

- 広瀬会長** 北海道としては、さまざまな意見があり、平等という言葉になったということです。よろしいでしょうか。
- それでは、本題であります基本的な考え方、本計画において改めて強調する視点、計画の見直しの要点についてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 堂前委員** 2ページの中ほどの施策の方向の項目についてです。
- 次期計画は、現行計画の40項目から25項目にされるお考えだという説明が先ほどありましたが、この25項目というのは、3ページの施策の方向の項目のことだという理解でいいのでしょうか。3ページの施策の方向は、25項目以上ありますので、別なものと考えていいのでしょうか。
- 事務局** 3ページの体系図の施策の方向が25項目です。ただし、最下段の総合的な推進の(1)庁内における推進から(4)の推進管理は内部的なものですので、除いております。
- 広瀬会長** ほかにいかがでしょうか。
- では、私から一つ申し上げます。
- 2ページの計画の見直しの要点についてですが、新しい取り組みの中に防災・災害復興における男女平等参画の促進が入ったことはとても喜ばしいことだと思っております。
- この間、東北での震災、熊本県での地震などにおいて、新聞などで報道されておりますけれども、女性が救済に対して介入することにより、従来では手の届かなかったところに女性たちの要望がたくさんあるということが浮彫りになり、それを解決する方向性を持った方々が活躍されております。
- ですから、北海道で何かがあったとき、女性たちが意見を上げ、反映できる組織をつくっていただきたいと思っておりますので、大いに歓迎いたします。
- ほかにいかがでしょうか。
- 野澤委員** 2ページに防災に関する政策・方針決定過程での女性の参画の拡大とありますが、これは、いわゆる防災会議での女性委員の拡大という捉え方でよろしいのでしょうか。
- 防災会議は、都道府県のほか、市町村でも設置しなければならないと決められております。防災会議の構成員は、行政機関や関係機関など、限定列挙されているのですが、その構成員となる行政機関や関係機関などに所属する女性の委員登用拡大を進めようとしているのでしょうか。それとも、公募委員枠を積極的に活用しようとしているのでしょうか。
- 何かお考えがあれば、お願いしたいと思います。
- 事務局** 北海道の防災会議は、平成27年4月1日現在、合計で66名の構成員がおりますが、うち、男性は61名、女性は、北海道知事を含め、5名でして、女性の割合は7.7です。全国順位は第33位と、下位となっております。
- 防災計画は危機対策課が担当しておりますけれども、現在調整中です。ただ、時勢としては、女性の参画の拡大についてご理解をいただいておりますので、危機対策課と引き続き調整してまいります。
- 広瀬会長** ほかにご意見がないようでしたら、次の項目に移らせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

- 広瀬会長** 次に、3ページの体系図について、施策の方向に関してご意見を頂戴したいと思います。4ページ以降のものを見ながら意見交換をしていただくのがよいと思います。
- まず、4ページの目標Ⅰの基本方向1の(1)広報・啓発活動の充実から(3)の国際交流・国際理解・国際協力の促進についてご意見を伺いたいと思います。
- よろしく申し上げます。
- 伴辺委員** (1)の黒ポツの二つ目の市町村や地域活動を行う団体等と連携した啓発の実施についてはどのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。
- 事務局** 例えば、市町村広報紙などです。
- 市町村には広報紙がありまして、それに載せていただきたい項目を市町村に提出してござい

す。そういうものからできるだけ拾っていただき、市町村広報誌に載せていただくということがあります。

また、それぞれのまちで男女共同参画セミナー、あるいは、講演会を積極的にやっているところがあります。帯広市もその一つかと思います。そういった場面で、連携しながら、いろいろな取り組みを市町村と一緒にやっていくことも想定しております。

さらに、最近ですと、いろいろな地域にいろいろな女性団体・グループができてきております。そういった皆様と道庁が連携し、共催したり参画したりして、啓発を推進していきたいと考えております。

○**伴辺委員** あくまでも広報紙を利用するということですか。

○**事務局** 広報紙は非常に大事だと思います。

また、今私から申しましたとおり、各市町村では、セミナーや講演会、大会など、女性団体がやっているものや市町村でやっているものがあります。帯広市では毎年やっていることも知っておりますが、こうしたものに北海道を絡めていただき、やっていくなど、いろいろな方法があると思います。

今までは、北海道の広報紙やホームページなど、いろいろなものを使っていましたけれども、いろいろなグループのもののほか、SNSなど、いろいろな媒体を使っていきたいと思っております。また、今まで連携できていなかったところも含め、連携しながら、いろいろな広報活動をしていきたいと思っております。

○**広瀬会長** 基本方向1についてほかにご意見はございませんか。

○**武田委員** 今もお話に出ていましたけれども、基本方針1の(3)の三つ目の黒ポツの多量の情報を主体的に読み解いていく能力の育成についてです。

ここに、先ほど言ったSNSなど、さまざまな媒体を要したものをどのように正しく使ったり理解したりするかが入っていると見ていいのでしょうか。そういうことであれば、非常にいい内容だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○**事務局** 私どもでたたき台をつくるときにどこまで表現するかは各部と相談しなければなりません。教育においてもSNS等を活用した方法があります。あるいは、環境生活部には青少年を担当している部署がありまして、そこでもSNSの正しい活用について指導しておりますので、そうしたことは盛り込んでいく必要があると考えております。

○**武田委員** 青少年だけではなく、40代以降の人たちに対しても考えたほうがいいと思います。

その年代の人たちが全然わかっておらず、わからないところでいろいろなことが起きているので、お願いしたいと思っております。

○**広瀬会長** それでは、時間の関係もありますので、次に移ります。

基本方向2は三つありますが、これについて皆さんからご意見を伺いたいと思っております。

○**山崎委員** (2)の学校における男女平等教育の推進についてです。

3年ぐらい前までは、男女平等も含め、デートDVについて、北海道で出前講座として各学校に回っていたのです。結構多くの学校からニーズがありましたが、それが3年ぐらいで終わりになってしまい、道立高校の先生から非常に惜まれる声があるのです。札幌市内の道立高校については、札幌市で出前講座をやっているのです。それを利用しているのです。

そこで、学校の中で男女平等を基本に置き、暴力とは何か、デートDVとは何か、あるいは、対等な関係になるにはどうしたらいいのか、犯罪に巻き込まれないための教育やリベンジポルノなどの教育をしていく機会がないのですね。出前講座がなくなり、教材をつくることになりましたが、それが本当にうまく使われているのかどうかを検証されていないわけですね。

ですから、具体的に、直接的に学校に道が働きかける方法です。これは、DVとも絡みますが、そうしたものを道としてはお持ちなのでしょう。

○**事務局** 基本的には、道徳教育の中に人権教育がございます。その中で男女平等参画について学んでいただく、理解していただくこととなります。さらに、児童生徒の発達の段階を踏まえ、教育課程全体を通じ、キャリア教育を進める中で男女平等参画の意識を高めていただくということが考えられております。

DVの関係につきましては、山崎委員がおっしゃったとおり、以前は学校への出前講座をやっておりました。しかし、予算的なこともあり、今はやっておりません。そこで、今は、先生たち

に研修し、学校教育において生徒たちに教えていただくというスタイルをとっております。

DVに関し、今後はどういうふうに進めていくかは検討させていただきたいと思います。

○山崎委員 道教委と連携して教材をつくったと思いますが、どういうふうに使われているかという報告をいただければと思います。先生がDV教育をやることを前提に教材をつくらうという動きがたしかあったと思うのですが、今はどうなっておりますか。

○事務局 今、データを持ち合わせておりませんので、調べまして、委員の皆様にお答えしたいと思います。

○広瀬会長 ほかにいかがでしょうか。

○佐々木委員 先ほどの基本方向1とも絡むのですが、市町村や地域活動を行う団体と連携した啓発の実施と(3)の市町村との連携による男女平等に関する学習及び生涯学習の機会の提供についてです。

先ほどの説明だと、現在配付されている市町村の広報紙とも連携する、セミナーやフォーラム、大会との連携、女性団体グループとの連携ということでしたね。

私は、前回にもお話しさせていただいたのですが、道内の女性団体をまとめており、道から補助金をいただいている団体として、北海道女性団体連絡協議会があります。道の担当部局は生涯学習部となります。しかし、各市町村の女性団体の担当部局が教育委員会にあるところと、生活環境課にあるところがあるのです。また、市町村においても、教育委員会が管轄しているところと市民部が管轄しているところがあるなど、管轄する部署によって温度差が物すごくあるのです。

今まで、北海道女性団体では、学習会や大会、フォーラム、セミナーを開催しておりますし、振興局ごとに男女平等参画推進員がいらっしゃって、その方々が中心となり、振興局管内にある女性団体を取りまとめる仕事をしていただくと認識しております。

このような状況にもかかわらず、第3次計画でこういうことを強調してうたわれるのは、どうにも腑に落ちないのです。今までずっとやってきてもなおかつ全然統一されておらず、補助金をいただくほか、道の方たちにご来賓をいただいておりますし、函館市でも渡島振興局で渡島地域男女平等参画推進協議会があり、そちらが主催する大会も毎年やっているのです。それにもかかわらずということで、10年たっても何も進んでいないのです。これをもっと真剣に考えていただきたいということで、前回もかなり熱を込めて話したのですけれども、やっぱりこういうことなのかなと思いました。

また、先ほど防災のところでもありましたように、道の防災会議のメンバーの中に女性が5人で、函館市でも2人しかいません。函館市の防災会議の担当部局に女性特別部会を新たに設けていただき、女性が活動しているグループだけで意見交換が自由にできるような場を提供していただかないと、函館市の防災会議でさえ、出ていくと、五十数名のそうそうたる制服を着た方たちがずらっと並んでいる会議の中で女性がたった2人で、自由に意見を述べてくださいと言われても、自由活発に意見交換できる場ではありませんし、事務局からの一方的な報告を受けるだけで終わっているのが現状です。

ですから、具体的に男女平等参画を進めていくため、道として真剣に考えていただきたいのです。これをうたうのであれば、これを確実に実行していただきたいというのが私の気持ちです。

○広瀬会長 ありがとうございます。

ぜひ受けとめて、そのようお願いいたします。

それでは、次の項目に移ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 目標Ⅱの基本方向1の(1)の女性の活躍応援するネットワークの構築、(2)の地域で活躍する女性の見える化についてです。

これについてご意見を伺いたしたいと思います。

○野澤委員 目標Ⅱの三つの基本方向は女性活躍推進法による都道府県推進計画に位置づける項目との説明がありましたが、ことしの3月に策定された推進計画そのものを第3次計画に載せるのか、それとも、既存の計画は別個のものとして現在の形のままの整理となるのでしょうか。

○事務局 計画の整理についてですが、今、野澤委員がおっしゃいましたとおり、北海道女性活躍推進計画を今年の3月に単独計画として策定いたしました。

基本的には、他県もそうですが、男女共同参画計画との一体化されている現状です。

私どもといたしましても、推進計画の中身を第3次男女共同参画計画に反映することで、単独計画として持っている推進計画を廃止する方向になろうかと考えております。

○広瀬会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 もしないようでしたら、基本方向2に移ります。

こちらは、項目が非常にたくさんありまして、5ページの(1)から6ページの(9)までございますが、まとめて意見交換させていただきますので、ご意見をお願いいたします。

○山崎委員 (9)の相談業務の拡充についてです。

一番下の黒ボツに労働問題ホットラインとあるのですけれども、具体的にはどんなイメージなのか、教えていただければと思います。

○事務局 労働問題ホットラインについては、経済部でホットラインの電話番号が決められておりまして、そこに電話をかければ、専門家の方が助言してくれるものだと聞いております。

○広瀬会長 ほかにいかがでしょうか。

○高山副会長 女性活躍推進につきましては、国でも非常に力を入れている部分ですので、これだけ幅広くいろいろな項目がつけられたのだと思います。

基本方向2ではありますが、基本方向1の地域で活躍する女性の見える化とも関連するものかと思っております。先ほどは意見を申し上げませんでしたが見える化の例として三つを挙げていらっしゃいますが、それはとりあえず挙げておくだけで、必要があれば拡大していくという考え方でよろしいのでしょうか。

○事務局 今は顕彰としか書いておりませんが、実はたくさんあるのです。

例えば、私どもの男女共同参画のチャレンジ賞もそうですし、国ではダイバーシティーの経営百選の表彰もありますし、道経済部では子育てとの両立支援に取り組んでいる企業を表彰するなどがあります。

また、ポータルサイトにつきましては環境生活部の女性支援室で昨年度に開設いたしましたが、この中ではフェイスブックを併設しております。ですから、ポータルサイトは一つですが、その中でいろいろな取り組みをしております。

さらに、三つ目の女性の視点の道政への反映についてですが、平成26年度あたりは、女性が活躍するためにどうしたらいいかということで、地域の女性の方々に集まっていただき、懇話会を開催いたしました。27年度からは、女性の方たちのご意見を道政に反映しようという内容の懇話会を開催し、28年度は、先週金曜日に開催いたしました。

ですから、大きく分けると三つですが、それぞれでいろいろな取り組みが入っております。

○広瀬会長 ほかにいかがでしょうか。

○山田委員 基本方向2の(2)のワーク・ライフ・バランスや長時間労働の抑制などに関する意識啓発、気運の醸成についてです。

連合の女性委員会の中で言われるのは、教員の方の長時間労働の問題についてです。

前回、労働審議会の中でもそういったお話をさせていただいたのですが、回答が余りはっきりとしたものではなかったのです。

そこで、そういった教員の長時間労働に関してどのような投げかけを行っているのか、現在はどうなっているのかについてお聞きしたいと思います。

これは、職業に関係なく、どの職業の人であっても同じことだと捉えているのですが、よろしいのでしょうか。

○オブザーバー 教員の長時間労働については問題になっていて、今、いろいろと報道されておりますし、取組も行っているところです。

ただ、今どんな実態かは資料がないのでわかりませんが、時間外勤務の縮減に向け、道としても、関係者で構成する時間外勤務等縮減推進会議を設けて様々な取組を検討し実施してきており

ます。

例えば、部活動であれば、週に1回はやらない日を設定する、あるいは、授業日における活動時間を2～3時間に抑えるなどがあります。あるいは、学校の中で時間外勤務等縮減強調週間を設け、早く業務を終えることに意識することに心がけるなど、色々なご意見を伺いながら、取組をやっておりますが、実態として、様々な教育的課題があり、教員の時間外勤務時間は縮減されていないところがございます。

ただ、これについては継続的な課題であると認識しておりますので、より実効性のある取組みをしていきたいと思っております。もちろん、業務の効率化、あるいは、いろいろな人材を活用した教員の負担軽減、さらには、校務支援システムを活用した方策などを行いながら、引き続き、時間外勤務の削減に向けて検討していきたいと思っております。

○事務局 今のことについてつけ加えさせていただきたいと思えます。

民間企業では、両立支援に取り組んでいるところを評価するということが非常に大事になっております。今、道では、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、北海道労働局に提出し、そうした取組みをされているところは、北海道あったかファミリー応援企業へ登録することができます。

これは、社員の皆さんにとって働きやすい職場になっていくのと同時に、北海道の物品購入の発注の際の優遇があるほか、建設工事の競争入札参加資格の審査において加点されるなどの利点があります。

もう一つ、女性活躍推進法に基づくものとして、経済部の北海道なでしこ応援企業という登録制度があります。今までの北海道あったかファミリー応援企業に上乘せし、女性活躍推進法に基づく行動計画を策定すること、さらに、私どものところで持っている北の輝く女性応援会議において募集している女性の活躍応援自主宣言をしたことを条件に登録することができます。

先ほどの次世代法に基づく制度は子育てに限っているのですけれども、こちらは女性活躍推進法に基づき、もっと広く、子育ても含め、女性が働きやすい職場づくりをしている企業を登録する制度となっております。

この北海道なでしこ応援企業については、先ほどの北海道あったかファミリー応援企業の入札や物品購入の優遇のほか、さらにハローワークの求人票に自分の会社はなでしこ応援企業に登録しているということをうたえます。また、すばらしい取組みをしているということについて北海道のホームページで紹介される利点もあります。

こうしたことで民間企業の長時間労働の抑制も含めた取組みを進めていこうということで、企業のメリットになるようなものを用意しております。

○広瀬会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 それでは、基本方向3に移ります。

(1)の農林水産業・自営業における男女平等参画の促進についてご意見をお願いします。

○堂前委員 教えていただきたいのですが、固定的役割分担意識に基づく習慣等の解消の意識啓発の部分について、基本的には、固定的役割分担意識の解消は目標Iの男女共同参画の実現に向けた意識改革に該当すると理解していたのですが、ここで農林水産業や自営業に特化して表現しているのは、そうした方々にこういった意識が強いという何か客観的な数値があるのでしょうか。

ここで特出しされている意図は何なのでしょう。

○事務局 数値は持ち合わせておりませんが、道の農政部の取組みの中で、1次産業につきましては、固定的役割分担意識が非常に強いということは現実問題としてご理解いただけるのではないかと思います。

例えば、農業分野ですと、家族間で経営協定を結ぶなどして、女性の役割を明確にしていこう、その中で報酬もきちんと得られるようにしようという取組みなど、ほかの分野ではないようなことが現実に行われているところです。

家族経営となりますので、農業でしたら、男性が中心となって経営しており、奥さんに経営は任せない、奥さんは家に帰れば家事、育児、介護をやるというようなケースがほかの産業と比べ

て多い傾向があるかと思えます。

ですから、そうしたところから改革していく、意識を変えていただき、女性が意見を言え、男性も家事、育児に参加し、経営にも女性が参画し、意見を反映させるなど、1次産業では強めていかなければならないと考え、あえて記述させていただきました。

○**広瀬会長** ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** それでは、基本方向4に移ります。

地域社会における男女平等参画の促進ということで、二つの項目がありますので、ご意見をお願いします。

○**伴辺委員** リーダー養成、女性プラザなどの活動拠点の機能充実とありますが、今の状態はよくないという意味なのでしょうか。

私たちは、苫小牧では、バスを仕立て、プラザ祭に参加しておりますけれども、例年、参加者が少ないのです。前は大ホールでやっていたこともあるそうです。

私たちは、研修のため、国立女性教育会館に行くこともありますけれども、せっかく北海道にあるわけです。ここに書いてあるとおりですが、機能を充実させていただき、北海道の人が勉強に来られるようなプラザにさせていただきたいと思えます。

先ほど機構が変わったのかと聞くとそんなことはないとおっしゃっていましたが、どうなのでしょう。

○**事務局** ことしの女性プラザ祭に来られましたでしょうか。

○**伴辺委員** 私どもの団体の者は参加しています。

○**事務局** ことしの女性プラザ祭は、大盛況でした。

去年までは、たしかに、伴辺委員がおっしゃったとおり、参加者は余り多くありませんでした。ことしは、プログラムを工夫したのもあるかもしれません。また、今まで連携していなかった女性グループとも連携し、女性プラザのフリースペースを活用するなど、やり方を変えておりましたし、女性プラザも今のままではだめだということで危機感を持っております。

数年前から、札幌市男女共同参画センターとの連携事業をやるようになってきて、エルプラザまつりに道立女性プラザのブースを設けさせていただいたり、道立女性プラザ祭には男女共同参画センターのブースを設けたりなどしております。

確かに、伴辺委員がおっしゃったとおり、余り活発ではありませんでしたが、そうしたことを反省し、ことしは以前と比べて大分活発になってきたと思っております。今後は、今までつき合いのなかった女性グループ、昔からある団体とは連携していたのですけれども、新しい女性グループとも連携し、事業を考えていきたいと言っておりますので、徐々ににぎやかになってくるのではないかと思います。何かあればご指摘をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**広瀬会長** ほかにいかがでしょうか。

○**伴辺委員** リーダー養成についてはいかがですか。

○**事務局** リーダー養成につきましては、前回の審議会のご意見にもございました。

現時点で、リーダー養成に関してどんな取り組みをするかというイメージはありません。ただ、これは非常に大事であると認識しておりまして、実は第2次計画にも書いておりました。しかし、それほどやっていませんでした。

リーダー養成につきましては、道立女性プラザという北海道の拠点施設がございますので、そういうところと連携しながら、リーダーを養成し、各地域で活躍していただきたいと考えておりますし、計画にも盛り込んでまいりたいと思っております。

○**広瀬会長** ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** 続きまして、目標Ⅲの安心に暮らせる社会の実現に移ります。

まず、基本方向1の男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶についてです。

山崎委員からぜひお願いいたします。

- 山崎委員 先ほどと重なるのですが、啓発のところでは、将来的にDVをなくすため、若年層へ啓発することがかなめになると思っております。シェルターの仕事をしても、若いころに学校で教えてもらい、知っていながら社会に出る人と、そうではない人では全然違うので、ぜひ学校教育の中で充実してほしいと思います。

もう一点ですが、黒ポツの三つ目の相談支援体制の充実外国人等を含むと書いてくださいましたね。前回、私から、外国籍の人に情報が全然いっていないというお話をさせていただいたことを受けとめていただいたのかと思います。

ただ、これは具体的にどういうイメージで、何を、どういうふうに届けることをイメージされているのか、教えていただきたいと思います。

- 事務局 北海道では、第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画、いわゆるDV防止基本計画を定めており、それを調べますので、少々お待ちください。
- 広瀬会長 時間も押しておりますので、後でお答えいただくということで、先に進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

- 広瀬会長 基本方向(1)についてほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

- 広瀬会長 ないようでしたら、基本方向2に移ります。

(1)の貧困など、生活上の困難に直面している人々への支援、ページに移りまして、(2)高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備という2項目がありますので、こちらについて意見交換を行いたいと思います。

- 山崎委員 「高齢者、障がい者等」とありますが、この「等」に性同一性障がいの方を入れたとおっしゃっていますね。今、性自認には、LGBTという性同一性障がいだけではなく、いろいろなものがあるのです。ですから、性同一性障がいだけではなく、セクシャルマイノリティーという言葉に変えたほうがいいのではないかと思います。

- 広瀬会長 実は私も全く同じ意見です。

性同一性障がいと言っていますけれども、障がいと言うのはおかしいのです。それこそ、ゲイやレズというのは障がいではなく、性的指向が異なっているということであり、障がいという言葉は排除していただきたいと思っております。

やはり、性同一性障がいと言われている人々だけではなく、今、山崎委員がおっしゃったように、性的指向がマイノリティーである方々がいますが、その方々に対して差別しないことが重要なのです。ですから、文言を訂正していただくよう、検討をお願いいたします。

それでは、基本方向2についてほかにいかがでしょうか。

- 野澤委員 今の性同一性障がいの表記の方法については、お2人が言ったように、これはかなりデリケートな問題ですから、慎重に表現されるべきだと思います。

北海道の人権の教育指針の中では、性的マイノリティーと使われていたかと思いますが、なぜこの計画では性同一性障がい等という言い方にされたのか分かりませんが、北海道としての方針にばらつきが生じない表現を用いることが適当だと思います。

また、人権教育に関する啓発、推進を含め、若年層向けの教育面での説明であったと思いますが、若年層以外のこれまで多くのご苦勞されてきた方々たちへの支援も想定することも必要ではないかと思っております。

第2次計画では具体的表現がなかったわけですが、改めて具体的に表現したことにより何か新たなことを考えていらっしゃるのであれば、教えていただければと思います。

○事務局 後段については、今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

性同一性障がいのお話についてです。

事務局で考えた案は、国の第4次計画に基づいて項目を立てております。国では、性的マイノリティーではなく、性同一性障がいという言葉を使っております。ただ、審議会のご意見として、名称については改めて考えさせていただきたいと思っております。

○成田くらし安全局長局長 補足させていただきます。

道では、人権の方針を持っておりまして、言われるとおり、性的マイノリティーとして項目を立て、記述しております。

そういった流れもございますし、先ほど主査から説明がありましたけれども、国の計画では、性的指向や性同一性障がいとなっておりますので、それを引用すればよかったです、性同一性障がいに代表してしまったので、ご議論になっているのかと思います。

いずれにしても、道の人権指針のこともございます。一方で、LGBTについてもSOGIと言いかえられておりますし、法律が性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律も国会で検討されております。そうした動きとともに、今日頂いたご意見を踏まえ、表現を検討しなければならないと思っております。

○広瀬会長 それでは、最後の基本方向3の生涯にわたる健康づくりの推進として2項目が上がっておりますが、これについて意見交換をお願いいたします。

それでは、私から一つ申し上げます。

(2)の妊娠、出産等に関する健康支援の黒ポツの一つ目に一貫した医療サービスの提供が挙げられております。

聞くところによると、北海道は土地が広く、都市部ではこうした医療サービスは簡単に手に入られるのですが、田舎のほうに行くと、産婦人科がなくなり、遠くの病院まで行かなければいけないのです。

そこで、一貫した医療サービスの提供とどのようにかわるのでしょうか。

○三角女性支援室長 広瀬会長がおっしゃったとおり、地元地域に分娩施設がなかなかないということがございます。妊娠からある程度までは地元にいられるけれども、出産間近になったら都会に行かなければならない状況でございますので、そういったことをできるだけなくし、地域で出産できるようにすることを保健担当部局で積極的に取り組んでいる次第でございます。

ですから、一貫した医療サービスの提供を目指すという意味から挙げさせていただいております。

○広瀬会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 それでは、先ほどの件についてはいかがでしょうか。

○事務局 外国人の関係についてです。

北海道DV防止基本計画では、外国人への啓発ということで、外国語などのリーフレットを活用して啓発に努めますとあります。

それから、相談対応につきましては、外国人や障がい者などが支援を受けにくいようにならないよう、被害者の立場に立った配慮を行うよう努めますとあります。

このほか、外国人の被害者については、入国管理局等、関係機関と連携を図りながら支援を行うほか、必要に応じて国際交流団体の協力を得て、通訳の確保など、体制づくりに努めますとあります。

今のところ、女性相談援助センターでも、通訳の方の連絡先を確保しておりますので、そうしたことが必要な場合、対応することは可能です。

ただ、今後、どういった取り組みを行っていく必要があるかについては、山崎委員のご意見も含め、検討させていただきたいと思っております。

○広瀬会長 ありがとうございます。

それでは、全体を通して皆様と意見交換をしてみましたけれども、何か言い残してしまっ

たことがございましたら、どの項目についてでも結構ですので、出していただきたいと思えます。

○遠藤委員 先ほどお話にあったあったかファミリー応援企業について、つい先月に登録が終わりました。

私は、高校の生徒と極力会うようにして、当社に就職してもらおうと活動しているのですが、建設業は、いまだに女性が入ってきづらい環境だと思われているようです。そこで、建設業全体で土木女子啓発のためのポスターをつくったり、メディアにも出させていただいたりしているのですが、なかなか浸透していないように思います。

というのは、進路指導の先生にもお会いしているのですが、先生方に会うたび、建設業は変わってきていますよ、女性もとても働きやすくなっていますというお話をするのですが、先生も2年から3年ぐらいいかわってしまうので、その先生がいなくなってしまうとゼロに戻ってしまうことがあります。

そこで、基本方向2の(2)に教育者等関係者に男女平等参画に対する理解促進のための研修等の実施とありますが、ここでそういった周知をしていただけたらと思います。

また、別な話ですが、先ほど教員の長時間労働についてお話がありましたね。私は、小学生の娘が2人おられて、学校側が変わったなと思いますのは、部活動は生徒が大会に出る際、または、何かのイベントをやるときについても親がほぼ担当しており、先生たちは、競技の練習を見ていただく程度になっています。

また、私は、子どもたちにいろいろと体験してもらおうと思い、生徒に声をかけ、畑づくりなどを10年ぐらやっているのですが、今年から、先生の付き添いができなくなりました。その分、親に頼んで、出てきてもらうというようになってきております。

先生方のために、それはいいことだと思うのですが、その弊害として、片親のところでは、見守りなどに行けないから、部活をやめさせなければならない、イベントに出してあげられないなど、逆の弊害が出てきているのです。

先生方を守るという意味ではいいことだと思うのですが、ひとり親の女性からすると、子どもに部活動をさせてあげたいのにさせてあげられないという弊害が出ているということを申し上げたいと思います。

○広瀬会長 ご意見をありがとうございました。

ほかにございませんか。

○佐々木委員 先ほど、地元での妊娠、出産をなるべく目指したいということについてです。

出産する際、各市町村というか、各地域で出産までの健診の補助がさまざまなのです。私の娘が道南に住んでおり、函館市で出産したのですが、そのとき、出産費用を負担しなければなりません。そして、地元に戻ってから申請し、補助を受けるわけです。

今、出産費用もかなりの金額がかかるのです。東京に住んでいる人が実家のある地方に戻って出産するときにそうした補助を受けられる体制が整えられないのかと実感しました。

これは、男女平等参画とは離れるかもしれませんが、こういうことも検討していただければありがたいと思います。

また、私が再三お話しさせていただいた地域での女性リーダーの養成については、今回入れていただくだけではなく、真剣に考えていただけないかと感じましたので、今後、注目して道の対応を見守っていきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○広瀬会長 ありがとうございます。

それでは、時間も押しておりますので、第3次北海道男女平等参画基本計画骨子についての意見交換は終了いたします。

次に、その他として、委員の皆様から何かございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 事務局から何かございませんか。

○事務局 次回の審議会についてです。

今年度にもう一回開催したいと思っております。

今のところ、3月を予定しております。詳しい日程調整につきましては、後ほどさせていただきますと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○広瀬会長 それでは、以上をもちまして本日の議事全てを終了いたします。

ありがとうございました。

### 3. 閉 会

○三角女性支援室長 広瀬会長、高山副会長、委員の皆様、長時間にわたるご審議をありがとうございました。

皆様からいただきましたご質問やご意見につきましては、次回までに検討し、盛り込み、ご説明いたしたいと思っております。

これをもちまして、平成28年度第3回北海道男女平等参画審議会を終了いたします。

本日は、ご出席いただき、まことにありがとうございました。

また、先ほど事務局からお話ししましたが、次回は来年3月の開催予定です。担当から日程調整をさせていただきますと思います。

お帰りの際は、交通事故に十分お気をつけください。

本日は、大変お疲れさまでした。

以 上